

吉野川市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和3年度
随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年6月14日

吉野川市監査委員 川真田 大 作
吉野川市監査委員職務執行者 相 原 一 永

令和3年度随時監査の結果に関する報告

第1 監査の対象

令和3年度中学校教師用教科書・指導書等の購入に係る事務手続

第2 監査の期間

令和3年5月24日から令和3年6月2日まで

第3 監査の方法

令和3年度における中学校教師用教科書・指導書等の購入に係る事務手続について、支出事務、契約事務等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうか、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

第4 監査の結果

指摘事項は、次のとおりである。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知すること。

1 契約・約款について

(1) 契約の解除

納入遅れの原因が受注者の責めに帰すべきもので、契約書上、契約を解除することができるにも拘わらず、契約解除についての検討をしていなかった。

(2) 納入期限の延長

納入遅れの原因が受注者の責めに帰すべきもので、約款上、納入期限の延長がで

きないにも拘わらず、納入期限変更の契約を締結していた。

(3) 遅延違約金の徴収

納入遅れの原因が受注者の責めに帰すべきもので、約款上、納入期限の延長を行う場合は、遅延違約金の徴収が前提となるにも拘わらず、遅延違約金を徴収していなかった。

2 市財務規則について

(1) 納入検査

当初の納入期限である4月8日に、鴨島第一中学校へ納入検査に行っていなかった。

(2) 検査調書の作成

当初の納入期限である4月8日に遅延なく納入された大部分の教材について、納入検査調書を作成することなく、鴨島第一中学校と鴨島東中学校の教員に使用させていた。

3 組織機能について

(1) 支障の認識

教材の納入遅れで授業に支障を来すため、担当教員が当該教材の使用を後ろの授業に回すなどして対応したが、監査の際、そのことによって授業に支障を来さないと強弁した。

(2) 上司への報告

4月8日に受注者の発注ミスが判明し、4月13日に受注者から顛末明記の文書を提出させたが、そのことを上司に報告せず、受注者に何ら処分をしていなかった。

4 その他

(1) 質疑答弁

起案・決裁日に係る監査委員の質疑に対して、事実と異なる答弁を繰り返し行った。

(2) 起案・決裁

随時監査の実施を契機として、4月8日付け納入期限変更の起案・決裁を4月3

0日に、4月8日付け契約単価変更の起案・決裁を5月21日に、遡って作成した。